

奈良県告示第百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年七月十九日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
くらもと胃腸科医院	天理市川原城町七〇四―三階	平成二十八年四月三十日
ならやまと整形外科スポーツクリニック	北葛城郡上牧町大字上牧三四―三―一	平成二十八年四月三十日
青木歯科医院	吉野郡下市町大字下市三二六―三	平成二十八年五月七日
さくらクリニック	橿原市南八木町一丁目三―二	平成二十八年五月八日